

- 五 言語聴覚療法の施設基準
- (3) 患者数は、従事者（理学療法士又は作業療法士を含む。）の数に対し適切なものであること。
  - (4) 難病患者リハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。
  - (5) 難病患者リハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

- 六 難病患者リハビリテーション料に規定する疾患及び状態
- (1) 言語聴覚士が適切に配置されていること。
  - (2) 患者数は、言語聴覚士の数に対し適切なものであること。
  - (3) 言語聴覚療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。
  - (4) 言語聴覚療法を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

- 別表第八に掲げる名称の疾患  
 (2) 対象となる状態

別表第八に掲げる名称の疾患を原因として日常生活動作に著しい支障を来している状態（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている場合を除く。）

第十 精神科専門療法

- 一 精神科作業療法、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度痴呆患者デイ・ケアの施設基準

- (1) 作業療法については作業療法士が、デイ・ケア、ナイト・ケア又はデイ・ナイト・ケアについては必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。
- (2) 患者数は、作業療法については作業療法士の、デイ・ケア、ナイト・ケア又はデイ・ナイト・ケアについては必要な従事者の、それぞれの数に対し適切なものであること。
- (3) 当該作業療法、デイ・ケア、ナイト・ケア又はデイ・ナイト・ケアを行うにつき十分な専用施設を有していること。

二 重度痴呆患者入院治療の施設基準

- (1) 重度痴呆患者に対する入院治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。
- (2) 重度痴呆患者に対する入院治療を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
- (3) 重度痴呆患者に対する入院治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

第十一 処置

一 エタノールの局所注入の施設基準

- (1) エタノールの局所注入に係る診療料を算定するための施設基準
- イ 甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
- ロ 甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な体制が整備されていること。

- (2) 適合していない場合には所定点数の百分の七十に相当する点数により算定することとなる施設基準

二 当該処置を一年間に相当数実施していること。

二 人工腎臓に規定する場合

入院中の患者以外の患者に血液濾過を行った場合その他特に厚生労働大臣が認める場合

三 歯科点数表第2章第8部に規定する特定薬剤

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十四年三月厚生労働省告示第八十七号）の別表第4部歯科用薬剤の外用薬(1)に掲げる薬剤及び別表第九に掲げる薬剤

第十二 手術

一 施設基準に適合している場合に限り所定点数を算定する手術の施設基準

(1) 通則

緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

- (2) 脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術、脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、人工内耳埋込術、埋込型除細動器移植術、埋込型除細動器交換術、補助人工心臓、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術、体外衝撃波胆石破碎術、人工脾臓、経皮的冠動脈形成術（

高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーターによるもの）及び生体部分肝移植の施設基準  
イ 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。

ロ 当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。  
(2) 以外の手術の施設基準

当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。

二 施設基準に適合していない場合にあつては所定点数の百分の七十に相当する点数により算定することとなる手術の施設基準

(1) 通則

イ 緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(2) 人工関節置換術の施設基準

当該手術の一年間の実施件数が五十件以上であること。

(3) 先天性食道閉鎖症根治手術、胸腹裂孔ヘルニア手術、単心室症手術（心室中隔造成術）、完全大血管転換症手術、左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）、先天性胆道閉鎖症手術、肝切除術、鎖肛手術（仙骨会陰式及び腹会陰並びに腹仙骨式）、副腎悪性腫瘍手術及び腎（尿管）悪性腫瘍手術の施設基準

これらの手術（一歳未満の乳児に対して行われるものに限る。）の一年間の実施件数の総数が二十件以上であること。

(4) ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術の施設基準

これらの手術の一年間の実施件数の総数が三十件以上であること。

(5) 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術の施設基準

これらの手術の一年間の実施件数が百件以上であること。

(6) 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術の施設基準  
これらの手術の一年間の実施件数の総数が百件以上であること。

三 手術の所定点数に含まれる薬剤  
外用消毒剤に係る薬剤

四 歯科点数表の第2章第9部に規定する特定薬剤

使用薬剤の薬価（薬価基準）の別表第4部歯科用薬剤の外用薬(1)に掲げる薬剤及び別表第九に掲げる薬剤

### 第十三 放射線治療

一 放射線治療専任加算の施設基準

(1) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療について相当の経験を有するものに限る。）が配置されていること。

(2) 当該治療を行うにつき十分な機器、施設を有していること。

二 高エネルギー放射線治療の施設基準

当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。

### 第十四 歯科矯正

顎口腔機能診断（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）の施設基準

一 身体障害者福祉法第十九条の二第一項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関（歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。）であること。

二 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有していること。

三 当該療養につき口腔に関する医療を担当する診療科又は別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。

### 第十五 調剤

一 基準調剤加算の施設基準

(1) 通則

イ 患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っていること。

ロ 患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する主な情報を提供していること。

ハ 開局時間以外の時間において調剤を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ニ 適切な薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体制が整備されていること

(2) 基準調剤加算1の基準

十分な数の医薬品を備蓄していること。

(3) 基準調剤加算2の基準

イ 処方せんの受付回数が一月に六百回を超える保険薬局については、当該保険薬局の調剤のうち特定の保険医療機関（特定承認保険医療機関を含む。）に係る処方によるものの割合が百分の七十以下であること。

ロ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。

ハ 十分な数の医薬品を備蓄していること。

二 調剤料に係る無菌製剤処理の施設基準

(1) 薬局であること。

(2) 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設を有していること。

(3) 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

三 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第三調剤報酬点数表に規定する

薬剤

使用薬剤の薬価（薬価基準）の別表に収載されている薬剤と同一規格を有する薬剤

第十六 介護老人保健施設入所者について算定できない検査等

一 介護老人保健施設入所者について算定できない検査  
別表第十一号に掲げる検査

二 介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬  
腫瘍用薬（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限り。）

三 介護老人保健施設入所者について算定できる注射薬  
エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血患者の状態にあるも

のに投与された場合に限る。）

四 介護老人保健施設入所者について算定できないリハビリテーション  
別表第十二号に掲げるリハビリテーション

五 介護老人保健施設入所者について算定できない処置  
別表第十三号に掲げる処置

六 介護老人保健施設入所者について算定できない手術  
別表第十四号に掲げる手術

七 介護老人保健施設入所者について算定できない麻酔  
別表第十五号に掲げる麻酔

別表第一 特定疾患療養指導料、処方料及び処方せん料に規定する疾患並びに老人慢性疾患外来総合

診療料及び老人慢性疾患生活指導料に規定する慢性疾患

(1) 特定疾患療養指導料、処方料及び処方せん料に規定する疾患

結核

悪性新生物

甲状腺障害

処置後甲状腺機能低下症

糖尿病

スフィンゴリピド代謝障害及びその他の脂質蓄積障害

ムコ脂質症

リポ蛋白代謝障害及びその他の脂（質）血症

リポジストロフィー

ローノア・ペンソード腺脂肪腫症

高血圧性疾患

虚血性心疾患

不整脈

心不全

脳血管疾患

一過性脳虚血発作及び関連症候群

単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎

詳細不明の慢性気管支炎

その他の慢性閉塞性肺疾患

肺気腫

喘息

喘息発作重積状態

気管支拡張症

胃潰瘍

十二指腸潰瘍

胃炎及び十二指腸炎

肝疾患（経過が慢性なものに限る。）

慢性ウイルス肝炎

アルコール性慢性肝炎

その他の慢性肝炎

思春期早発症

性染色体異常

老人慢性疾患外来総合診療料及び老人慢性疾患生活指導料に規定する慢性疾患

(1)に掲げる疾病のうち悪性新生物、思春期早発症及び性染色体異常を除くもの

## 別表第二

(1) 難病外来指導管理料の対象疾患

ペーチェット病

多発性硬化症

重症筋無力症

全身性エリテマトーデス

スモン

再生不良性貧血

サルコイドーシス

筋萎縮性側索硬化症

強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎

特発性血小板減少性紫斑病

結節性動脈周囲炎

潰瘍性大腸炎

大動脈炎症候群

ビュルガー病

天疱瘡

脊髄小脳変性症

クローン病

難治性の肝炎のうち劇症肝炎

悪性関節リウマチ

パーキンソン病

アミロイドーシス

後縦靭帯骨化症

ハンチントン舞踏病

ウイリス動脈輪閉塞症

ウエゲナー肉芽腫症

特発性拡張型（うつ血型）心筋症

シャイ・ドレーガー症候群

表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）

膿疱性乾癬

広範脊柱管狭窄症

原発性胆汁性肝硬変

重症急性膵炎

特発性大腿骨頭壊死症

混合性結合組織病

原発性免疫不全症候群

特発性間質性肺炎

網膜色素変性症

原発性肺高血圧症

クロイツフェルト・ヤコブ病

亜急性硬化性全脳炎

フアブリー病

バンド・キアリ症候群

特発性慢性肺血栓栓症

ライソゾーム病

神経線維腫症

副腎白質ジストロフィー

(2) 皮膚科特定疾患指導管理料(I)の対象疾患

天疱瘡

類天疱瘡

エリテマトーデス（紅斑性狼瘡）

紅皮症

尋常性乾癬

掌蹠膿疱症

先天性魚鱗癬

類乾癬

偏平苔癬

結節性痒疹及びその他の痒疹（慢性型で経過が一年以上のものに限る。）

(3) 皮膚科特定疾患指導管理料(II)の対象疾患

帯状疱疹

じんま疹

アトピー性皮膚炎（十六歳以上の患者が罹患している場合に限る。）

尋常性白斑

円形脱毛症

別表第三 外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料、集団栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料に規定する特別食

腎臓食

肝臓食

糖尿食

胃潰瘍食

貧血食

膵臓食

高脂血症食

痛風食

フェニールケトン尿症食

楓糖尿症食

ホモシスチン尿症食

ガラクトース血症食

治療乳

経管栄養のための濃厚流動食

無菌食

特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

別表第四 歯科特定疾患療養指導料に規定する疾患

口腔領域の悪性新生物（珙瑯上皮腫を含む。）

顎・口腔の先天異常

舌痛症

口腔軟組織の疾患（難治性のものに限る。）

口腔領域のシェーグレン症候群

別表第五 病院歯科共同治療管理料(I)に規定する手術

J 0 0 0 抜歯手術（埋伏歯に限る。）

J 0 0 3 歯根嚢胞摘出手術

J 0 0 4 歯根端切除手術

J 0 0 8 歯肉、歯槽部腫瘍手術（エプーリスを含む。）

J 0 0 9 浮動歯肉切除術

J 0 1 0 顎堤形成手術（簡単なものに限る。）

J 0 1 1 上顎結節形成術

J 0 1 3 口腔内消炎手術（顎炎又は顎骨骨髓炎等に限る。）

J 0 1 4 口腔底膿瘍切開術

J 0 1 7 舌腫瘍摘出術（粘液嚢胞摘出術に限る。）

J 0 1 9 口蓋腫瘍摘出術（口蓋粘膜に限局するものに限る。）

J 0 2 7 頬、口唇、舌小帯形成術

J 0 3 0 口唇腫瘍摘出術（粘液嚢胞摘出術に限る。）

J 0 3 3 頬腫瘍摘出術（粘液嚢胞摘出術に限る。）

J 0 3 7 上顎洞口腔瘻閉鎖術（簡単なもの及び困難なものに限る。）

J 0 4 3 顎骨腫瘍摘出術（長径3センチメートル未満に限る。）

J 0 4 4 顎骨嚢胞開窓術

J 0 4 8 口腔外消炎手術

J 0 4 9 外歯瘻手術

J 0 5 1 がま腫切開術

J 0 5 3 唾石摘出術（表存性のもの及び深在性のものに限る。）

J 0 6 3 歯周外科手術（歯肉剥離搔爬手術に限る。）

J 0 6 4 歯肉弁移動術

J 0 6 5 歯槽骨骨折非観血的整復術

J 0 6 6 歯槽骨骨折観血的整復術

J 0 6 7 上顎骨折非観血的整復術

J 0 7 1 下顎骨折非観血的整復術

J 0 7 3 口腔内軟組織異物（人工物）除去術（簡単なもの及び困難なものに限る。）

J 0 7 7 顎関節脱臼非観血的整復術

J 0 8 0 顎関節授動術（徒手の授動術に限る。）

J 0 8 2 歯科インプラント摘出術

J 0 8 4 創傷処理（筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満）に限る。）

別表第六 在宅患者訪問診療料及び在宅患者訪問看護・指導料の対象疾病等

末期の悪性腫瘍

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン舞踏病  
進行性筋ジストロフィー症  
パーキンソン病（ヤールの臨床的症度分類がステージⅢ以上であつて生活機能症度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）  
シャイ・ドレーガー症候群  
クロイツフェルト・ヤコブ病  
亜急性硬化性全脳炎  
後天性免疫不全症候群  
頸髄損傷  
人工呼吸器を使用している状態

別表第七

一 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態  
二 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態  
三 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

別表第八 難病患者リハビリテーション料に規定する疾患

ベーチエット病  
多発性硬化症  
重症筋無力症  
全身性エリテマトーデス  
スモン  
筋萎縮性側索硬化症  
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎  
結節性動脈周囲炎  
ビュルガー病  
脊髄小脳変性症  
悪性関節リウマチ  
パーキンソン病  
アミロイドーシス  
後縦靭帯骨化症  
ハンチントン舞踏病  
ウイリス動脈輪閉塞症  
ウエゲナー肉芽腫症  
シャイ・ドレーガー症候群  
広範脊柱管狭窄症  
特発性大腿骨頭壊死症  
混合性結合組織病  
クロイツフェルト・ヤコブ病  
線条体黒質変性症  
進行性核上性麻痺  
ギラン・バレー症候群  
黄色靭帯骨化症  
シェーグレン症候群  
成人発症スチル病  
慢性関節リウマチ  
亜急性硬化性全脳炎

別表第九

一 歯科点数表第八部に規定する特定薬剤

- 口腔用ケナログ
- 齒科用（口腔用）アフタゾン
- テトラ・コーチゾン軟膏
- テラ・コートリル軟膏
- デルゾン口腔用
- 二 齒科点数表第九部に規定する特定薬剤
- 口腔用ケナログ
- アクリノール

- 齒科用（口腔用）アフタゾン
- テトラ・コーチゾン軟膏
- テラ・コートリル軟膏
- デルゾン口腔用
- 生理食塩水

別表第十 介護老人保健施設入所者について算定できない検査、リハビリテーション、処置、手術及び麻酔

一 算定できない検査

- イ 検体検査
- ロ 呼吸循環機能検査等のうち心電図検査及び負荷心電図検査
- ハ 眼科学的検査のうち精密眼底検査
- ニ 負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験
- ホ イからニまでに掲げる検査に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な検査

二 算定できないリハビリテーション

- イ 理学療法
- ロ 作業療法
- ハ 言語聴覚療法
- ニ 視能訓練
- ホ イからニまでに掲げるリハビリテーションに最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション

三 算定できない処置

- (1) 一般処置のうち次に掲げるもの
  - イ 創傷処置（身体の一部にわたる範囲のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）
  - ロ 手術後の創傷処置
  - ハ ドレイン法（ドレナージ）
  - ニ 腰椎穿刺
  - ホ 胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）
  - ヘ 腹腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）
  - ト 喀痰吸引
  - チ 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸
  - リ 摘便
  - ヌ 酸素吸入
  - ル 酸素テント
  - ヲ 間歇的陽圧吸入法
  - ワ 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）
  - カ 非還納性ヘルニア徒手整復法
  - ヨ 痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）
- (2) 救急処置のうち次に掲げるもの
  - イ 救命のための気管内挿管
  - ロ 人工呼吸
  - ハ 非開胸的心マッサージ



ニ 気管内洗浄

ホ 胃洗浄

(3) 皮膚科処置のうち次に掲げるもの

イ 皮膚科軟膏処置

ロ いぼ焼灼法

(4) 泌尿器科処置のうち次に掲げるもの

イ 膀胱穿刺

ロ 陰嚢水腫穿刺

ハ 膀胱洗浄（薬液注入を含む。）

ニ 留置カテーテル設置

ホ 嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

(5) 産婦人科処置のうち次に掲げるもの

イ 腔洗浄（熱性洗浄を含む。）

ロ 子宮頸管内への薬物挿入法

(6) 眼科処置のうち次に掲げるもの

イ 眼処置

ロ 霰粒腫の穿刺

ハ 睫毛抜去（多数）

ニ 結膜異物除去

(7) 耳鼻咽喉科処置のうち次に掲げるもの

イ 耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄、耳洗浄、簡単な耳垢除去及び片耳帯を含む。）

ロ 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）

ハ 口腔、咽頭処置

ニ 喉頭処置（喉頭注入及び口腔・咽頭処置を含む。）

ホ 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）

ヘ 耳垢栓塞除去（複雑なもの）

ト ネブライザー

チ 超音波ネブライザー

(8) 整形外科的処置（鋼線等による直達牽引を除く。）

(9) 栄養処置のうち次に掲げるもの

イ 鼻腔栄養

ロ 滋養浣腸

(10) (1)から(9)までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特

殊な処置

四 算定できない手術

イ 創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）

ロ 皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）

ハ デブリードマン（手若しくは指又は足若しくは指の範囲のものに限る。）

ニ 爪甲除去術

ホ 瘰癧手術

ヘ 麦粒腫切開術

ト 外耳道異物除去術（極めて複雑なものを除く。）

チ 咽頭異物摘出術

リ 顎関節脱臼非観血的整復術

ヌ 血管露出術

ル イからヌまでに掲げる手術に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特

殊な手術

五 算定できない麻酔

イ 静脈麻酔

ロ 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

ハ イ及びロに掲げる麻酔に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な  
麻酔